

その他の手当

(平成18年1月10日現在)

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(合併後の期間決算)
扶養手当	配偶者13,000円、子等6,000円、3人目から5,000円	同		18,455千円
住居手当	借家：限度額27,000円 持家：3,500円(新築5年まで4,500円)	異	持家新築5年まで4,500円	8,234千円
通勤手当	鉄道：運賃相当額(限度額55,000円)自動車等2km以上から支給	同		4,360千円
管理職手当	職により8%~12%	異	支給率	18,502千円
休日勤務手当	135/100、160/100	同		0千円

特別職の報酬等の状況(平成18年1月10日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 890,000円
	助役 756,000円
	収入役 697,000円
報酬	議長 425,000円
	副議長 374,000円
	議員 353,000円
期末手当	市長 支給割合 4.45月分
	助役 支給割合 4.25月分
退職手当	市長 算定方式 給料月額×在職月数×35/100×125/100
	収入役 給料月額×在職月数×21/100×125/100 給料月額×在職月数×20/100×125/100 支給時期 任期毎

- 1 市長の給料は平成18年度中は10%減じた額。
- 2 期末手当は平成18年度中は、市長20%、助役・教育長10%を減じた額。
- 3 収入役は平成18年度から廃止。

**3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況**

勤務時間の概要

- ・ 1週間の勤務時間 40時間(国：40時間)
- ・ 1日の勤務時間 8時30分～17時15分
- ・ 休憩時間 12時15分～13時
- ・ 休憩時間 12時～12時15分および15時～15時15分

休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇・病欠休暇・特別休暇・介護休暇組合休暇があります。年次有給休暇の取得状況年次有給休暇の集計は年末に行なうため、合併後の期間のデータはありません。

**5 職員の服務の状況**

職員の守るべき義務の概要「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなら

**4 職員の分限および懲戒処分の状況**

分限処分の状況

合併後の期間において、分限処分(免職・降任・休職・降給)の該当者はありませんでした。

懲戒処分の状況

合併後の期間において、懲戒処分(免職・停職・減給・戒告)の該当者はありませんでした。

育児休業等の取得状況(合併後の期間)

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		部分休業	
	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規
取得者合計	8人	1人	1人	0人
うち女性	8人	1人	1人	0人
うち男性	0人	0人	0人	0人

時間外勤務の状況(合併後の期間)

(3か月ごとの職員1人当たり月平均時間および年間平均時間)

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	年間
-	-	-	11.0	-

**7 職員の福祉および利益の保護の状況**

福利厚生制度の概要

職員が加入している埼玉県市町村職員共済組合では、組合員である職員とその家族の病氣・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期

**6 職員の研修および勤務成績の評価の状況**

研修の概要

合併後の期間に実施した研修の実施状況は、次のとおりです。

自治人材開発センター研修 2コース 2人

埼玉県土木技術研修 2コース 2人

い。」という服務の根本基準を実現するため、地方公務員法は、職員に対し、信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

職務専念義務免除の状況

合併後の期間における承認件数は、研修を受ける場合が5件、厚生事業に参加する場が0件となっております。

営利企業等従事の許可状況

合併後の期間において、営利企業等従事の許可の該当はありませんでした。

**8 公平委員会の業務の状況**

勤務条件に関する措置の要求の状況

合併後の期間において、措置要求の該当はありませんでした。

不利益処分に關する不服申立ての状況

合併後の期間において、不服申立ての該当はありませんでした。

\*お問い合わせは左記へ  
行政管理課 1160

公務災害の発生状況

合併後の期間に公務災害または通勤災害の認定について、該当はありませんでした。

給付事業、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。その他の福利厚生制度として、当市ではボーリング大会などのレクリエーション事業や各種クラブ活動支援等を実施しています。

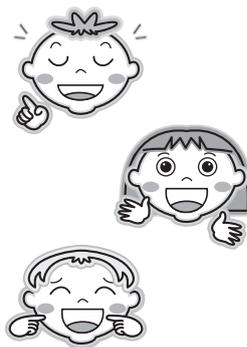
福利厚生制度に係る市の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担金の率は法定されており、合併後の期間は98、628千円の負担金を支出しました。

# 平成19年度

## 保育園入園児童の受付を始めます

申込期間 11月15日～12月15日  
 申込場所 市役所保育課 1128  
 総合支所健康福祉課 姪13331  
 (内線316)



### 入園資格

保育園の入園資格は、児童の保護者が、次のいずれかの事情により保育できず、かつ保護者以外の同居の親族その他の人も児童を保育することができない場合です。

- ・ 昼間家庭外で仕事をしている場合
  - ・ 昼間家庭で児童と離れ、日常の家事以外の仕事(内職を含む)をしている場合
  - ・ 母親が妊娠中、または出産後で保育できない場合
  - ・ 病気・心身障害などにより保育できない場合
  - ・ 児童の家庭に、長期にわたる病人、障害のある人などの看護のため保育できない場合
  - ・ 火災その他の災害復旧のため保育できない場合
  - ・ と市長が認めた場合
- 申し込み用紙は市役所保育課および総合支所健康福祉課

### 保育料の決定

保育料は税額で決まるため、下記の書類が必要となります。申し込み後、書類の準備ができ次第提出してください。

・ 平成18年分所得税額が分かる書類(源泉徴収票または確定申告書の写し)  
 ・ 平成18年1月1日以降に本市に転入された人は、平成18年度住民税額が分かる書類も提出してください。(平成

### 保育園(所)一覧表

平成18年11月1日現在

保育園(所)名称	定員	所在地	電話
市立千代田保育所	90	千代田3-3-26	(22)4891
市立藤田保育所	60	牧西30	(24)2886
市立久美塚保育所	90	児玉町児玉2351-1	(72)4386
市立金屋保育所	90	児玉町金屋1173	(72)1238
市立秋平保育所	60	児玉町秋山2527-1	(72)1167
市立本泉保育所	45	児玉町元田375-4	(78)0343
市立共和保育所	60	児玉町蛭川885	(72)0104
旭保育園	90	駅南1-5-20	(22)3398
本庄保育園	120	小島1-5-18	(22)3913
こざくら保育園	180	栄3-6-34	(22)5812
若草保育園	90	仁手669-4	(21)5001
梅花保育園	90	見福1-2-7	(22)4474
日の出保育園	60	沼和田1020	(21)5263
みどり保育園	90	寿3-10-30	(21)5957
聖徳本庄保育園	60	栄2-10-14	(21)4365
小島南保育園	45	小島南3-1-5	(21)5543
北泉保育園	120	西五十子620-1	(24)2572
たんぼぼ保育園	60	今井1328	(21)9890
ほほえみ子どもの国保育園	35	緑2-15-5	(23)1018
児玉保育園	170	児玉町児玉2448-1	(72)0186
西光保育園	60	児玉町塩谷283-1	(72)5147
西光第二保育園	60	児玉町吉田林447-6	(72)5473

### 入園の決定

入園申し込みの際は、必ず希望する保育園を見学したうえで申し込みください。  
 入園の決定は、2月中旬から3月上旬に通知によりお知らせいたします。

18年1月1日現在の住所地の住民税担当課で所得・課税証明書等を交付してもらう)  
 保育料は来年4月中旬に決定し、通知します。  
 税額に分かる書類が未提出の場合、一定期間、最高額の保育料になる場合があります。

市内には次の家庭保育室があります。入所を希望する人は、直接左記の家庭保育室までご連絡ください。  
 ・ 加川ベビールーム(日の出434 0586)  
 ・ 杉の子保育園(児玉町蛭川512053)

子育て支援センター事業  
 こざくら保育園、梅花保育園、北泉保育園、児玉保育園、西光保育園で育児相談、講演会などを実施していますのでご利用ください。  
 詳しくは、直接各保育園へお問い合わせください。  
 一時保育事業  
 市立久美塚保育所、梅花保育園、北泉保育園、ほほえみ子どもの国保育園、児玉保育園、西光第二保育園で実施しています。冠婚葬祭など一時的に子どもをみてくれる人がいない場合などに利用できます。  
 詳しくは、直接各保育園(所)へお問い合わせください。